

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 通達の読み方・探し方

Q：私は会社で税務関係の仕事を担当することになりました。条文は難しいので通達から読んでみようと思うのですが、通達を読む際注意することがあれば教えてください。

A：通達とは、上級行政機関がその所轄行政の統一を図るため、下級行政機関に対して法令の解釈や運営方針などを連絡した文書を行います。

通達は法令ではないのですが、とはいっても、通達の規定に従って税務書類を作成し確定申告を行えば、その処理が否認されることもないため、実務の世界では、あたかも法令と同じように取り扱われているのも事実です。

通達の規定を適用するに当たっては、通達に規定されている一語一句を形式的に判断するのではなく、その法令の規定の趣旨などを十分考慮したうえで通達を読みこなすことが必要でしょう。

ところで、通達には「基本通達」と「個別通達」がありますが、この基本通達の構成は、各税法によって次のように異なります。

(1)所得税法、相続税法、租税特別措置法の場合は、最初の番号が法律の条文番号で、次の番号が通達番号になっています。

「基本通達36-21」とあれば、第36条に関する通達の21番目ということになります。

(2)法人税法、消費税法の場合は、最初の番号が通達の章、次が通達の節、その次が通達番号となっており、これらの番号は法律の条文番号と一致していません。通達を探す場合には、目次を見た方が良いでしょう。

